

恵庭市告示第50号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収又は収納の事務を次のとおり私人に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

委託した歳入の徴収又は収納事務

恵庭市市民活動センター使用料の徴収事務

歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者

恵庭市緑町2丁目1番1号

特定非営利活動法人 恵庭市市民活動センター運営協議会

理事長 川原 淳一

委託する期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

令和6年4月1日

恵庭市長 原 田

